

国指定文化財保護事業に伴う防府市補助金交付要綱

平成11年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づく文化財保護事業のうち法の規定に基づき国の補助対象とされた事業（以下「国庫補助対象事業」という。）に係る市費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、文化財保護事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、国庫補助対象事業の対象とされた文化財（以下「文化財」という。）管理及び修理に多額の経費を要するため、当該文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該国庫補助対象事業費から国庫補助額及び県費補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

2 「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」（令和2年7月2日文化庁長官裁定）により補助率が加算された国庫補助対象事業等については、前項の国庫補助額及び県費補助額は加算される前の補助率に基づくものとする。

(その他)

第4条 前3条に定めるものを除くほか、補助金の交付申請その他の事務及び取扱いについては、防府市文化財保護事業補助金交付規則（昭和42年防府市規則第36号）の規定により交付される補助金に係る事務及び取扱いの例による。

2 この要綱に定めるもののほか、国庫補助対象事業の実施について

必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。